

平成 25 年度第 1 回産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会

日時：平成 25 年 10 月 30 日（水） 10:00～11:10

場所：経済産業省本館 17 階西 7 第 1 特別会議室

出席委員：安井委員長、有田委員、伊藤委員、崎田委員、高橋委員、辰巳委員、東嶋委員、
林委員、四元委員

オブザーバー：化学物質審議会 内田委員、黒田委員、庄野委員、田村委員

事務局：宮川製造産業局長、谷製造産業局審議官、化学物質管理課三木課長、恒藤室長、
大木室長、友井室長、田村企画官、藤沢企画官、遠藤課長補佐

議題：

- (1) 化学物質管理政策を取り巻く最近の状況について

議事内容：

○三木課長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、「第 1 回産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会」を開催させていただきます。

お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、2つの審議会を2部構成で進めさせていただきたいと思っております。第1部としまして、「第1回産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会」を70分程度開催させていただき、休憩を挟みまして「第2回化学物質審議会」を40分程度開催させていただきたいと考えております。

経済産業省では、7月1日より審議会の見直しを行いまして、産業構造審議会では、従来は化学物質関係、化学物質管理政策のあり方等について、「産業構造審議会化学・バイオ部会」でご審議いただいておりますが、これを改めまして「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会」でご審議いただくことになりました。

なお、製造産業分科会の清家分科会会長からのご指名を受けまして、本化学物質政策小委員会の委員長には安井委員にご就任いただいております。

また、従前の化学物質審議会につきましては、化審法、化管法の法定審議会といたしまして、引き続きご審議いただきます。

両審議会の緊密な連携と効率的な運営の観点から、両審議会の委員長でもある安井委員長のご了承を得まして、本日は連続して開催をする形にさせていただきました。

なお、本日は化学物質審議会単独の委員の皆様にもオブザーバーとしてご出席をいただいております。

それでは、今後の議事進行を安井委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安井委員長　皆様おはようございます。進行を承りました安井でございます。よろしくお願いいたします申し上げます。

まず、本日は新しい組織としての第1回目、記念すべき委員会でございますので、委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見をいただきましてご審議いただけたらと考えております。

まず初めに、事務局を代表いたしまして経済産業省製造産業局の宮川局長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

○宮川局長　ご紹介を賜りました宮川でございます。

今お話がございましたように、審議会につきましては色々と整理をいたしまして、今回は2部構成ということにさせていただいております。

それと、今月10月は、今日ご審議をいただきます化審法の制定から、ちょうど40年になります。化審法は1973年（昭和48年）の10月16日に公布された法律でございます。これは、皆さんご高承のとおりでございますが、当時、色々と問題になっておりましたPCBは、難分解性、高濃縮性、長期毒性であり、当時の毒劇法ではなかなか規制の対象になりにくいということで、こういった物質に関して世界に先駆けて新規化学物質の事前審査制度を導入した、そういう歴史、由緒ある法律でございました。その後、数次にわたって法律改正が行われまして、3年前になりますが、2010年にいわゆる日本版のREACH制度というのが導入された、こういうことございまして、この化学物質管理に関しては化審法というのが一種、憲法のようにございまして、常に時代の先駆けというか先端の中で新しい物質に関する管理をしてきた、こういう法律でございます。

少し脱線をいたしますが、先週10月23日は、日本化学会や日化協様でお決めになられたと伺っておりますが、今年から「化学の日」ということございまして。これはアボガドロ定数の 6.02×10^{23} ということから、10月23日が「化学の日」ということございまして。アメリカでも10月23日は「化学の日」ということございまして、私ども、国もこれを

バックアップしていきたいと思っておりますので、お見知りおきをよろしくお願いいたします。

脱線はさておきまして、今申し上げたように、我が国におきましてはこの半世紀、付加価値の高い化学産業が経済を支えてきたわけでございます。そういった中で、化学物質の安全性確保というのは、まさに国民の生命や環境の保護に不可欠な課題だということでございます。

特に今申し上げた化審法につきましては、化学物質を対象に科学的なリスク評価を行い、適正な管理を行うこととしておりまして、ヒトの健康と環境への悪影響の最小化に向けた取り組みを推進してきております。各国からの関心も非常に高こうございました。

本日の審議会におきましては、サプライチェーンを通じた製品に含まれる化学物質の情報伝達、また化学物質管理における我が国のアジア協力、そして今月ちょうど水俣で開催されました国際会議で採択をされました「水銀条約」、また先の通常国会で成立をいたしました「改正フロン法」の今後の検討、こういった点についてご審議、ご意見をいただきたいと思っております。

これらは、いずれも我が国の化学物質管理制度をさらにグローバル化し、先進的な対応を目指すものでございます。今後とも厚労省、環境省といった関係省庁との連携を図りつつ、さらなる制度改善や各法の適正な執行を推進していきたいと思っております。委員各位におかれましては、ぜひ忌憚のないご意見を賜ればと思っております。

よろしくお願いいたします。

○安井委員長　ありがとうございました。

それでは、議題に入ります前に、事務局から配付資料と委員のご紹介をいただきますが、委員の各位におかれましては、時間の節約のために座ったままでご協力いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三木課長　本日の事務局を担当いたします製造産業局化学物質管理課の三木でございます。よろしくお願いいたします。

まず、配付資料の確認でございます。お手元に2つ資料がございまして、「産業構造審議会」のものと「化学物質審議会」のものとなっております。

第1部の「産業構造審議会」の資料につきましては「議事次第」、「座席表」、「委員名簿」とございまして、資料1-1、資料1-2ということでセットになっております。それから資料2-1～6までがひとくくりで資料2のセットがございまして、それから参考資料のセットとして、参考資料1、2でございます。

不足等ございましたら、お知らせいただけますでしょうか。

それから、委員の皆様をご紹介させていただきたいと思います。

委員名簿をごらんいただきまして、順にご紹介をさせていただきます。

まずは、製品評価技術基盤機構理事長の安井委員長でございます。

○安井委員長 (目礼)

○三木課長 五十音順にご紹介させていただきます。

主婦連合会環境部長の有田委員でございます。

○有田委員 よろしくお願ひいたします。

○三木課長 太陽電化工業株式会社代表取締役社長〈全国中小企業団体中央会〉の伊藤委員でございます。

○伊藤委員 よろしくお願ひいたします。

○三木課長 産業構造審議会委員の方から先にご紹介させていただきます。

化成品工業協会の岡本委員は、本日ご欠席でございます。

関東学院大学の織委員もご欠席でございます。

ジャーナリスト・環境カウンセラーの崎田委員でございます。

○崎田委員 崎田です、よろしくお願ひいたします。

○三木課長 日本化学工業協会会長の高橋委員でございます。

○高橋委員 高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

○三木課長 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問の辰巳委員でございます。

○辰巳委員 辰巳です。よろしくお願ひいたします。

○三木課長 それから科学・ジャーナリストの東嶋委員でございます。

○東嶋委員 東嶋です。よろしくお願ひいたします。

○三木課長 食品農医薬品安全性評価センター理事長の林委員でございます。

○林 委員 (目礼)

○三木課長 東京大学の飛原委員は、本日ご欠席でございます。

産業技術総合研究所安全科学研究部門長の四元委員でございます。

○四元委員 四元でございます。よろしくお願ひいたします。

○三木課長 それから、本日オブザーバーといたしまして化学物質審議会の委員の方々にもご出席をいただいております。ご紹介させていただきます。

日本大学生物資源科学部教授の内田委員でございます。

○内田化学物質審議会委員 (目礼)

○三木課長 日本化学エネルギー産業労働組合連合会事務局長の黒田委員でございます。

○黒田化学物質審議会委員 黒田でございます。よろしくお願いたします。

○三木課長 日本化学工業協会常務理事の庄野委員でございます。

○庄野化学物質審議会委員 庄野でございます。よろしくお願いたします。

○三木課長 UA ゼンセン同盟副書記長の田村委員でございます。

○田村化学物質審議会委員 田村でございます。よろしくお願いたします。

○三木課長 なお、本日は委員の過半数ご出席いただいております。定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

以上です。

○安井委員長 ありがとうございます。

プレスの方がおられましたら、撮影はこれまでとさせていただきます。よろしくお願申し上げます。

それでは、議題に移らせていただきたいと思います。まず、審議を始めるに当たりまして、本日の会議は原則公開とさせていただきます。いかがでございますでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。

それでは、本日の会議は公開といたします。

資料・議事録・概要につきましては、後日ホームページ等で公開されますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

さて、本日の議題でございますが、「化学物質管理政策を取り巻く最近の状況について」となっております。事務局から、まず当委員会の設置目的等につきましてのご説明をいただきまして、続けて、議題について説明をいただきたいと思います。事務局の説明が終わりましたら、質疑応答、もしくはご意見をいただく時間が 35 分ぐらいある予定でございますので、ひとつよろしくお願申し上げます。

○三木課長 それでは事務局から、資料 1 と 2 をあわせて一気にご説明させていただきます。まず資料 1-1 でございます。

先ほども申し上げました「審議会組織の見直しについて」でございますが、審議会の組織のスリム化ということで審議会の分担を見直しさせていただきます、「産業構造審議会

製造産業分科会化学物質政策小委員会」として新たに設置をされました。

2ページでございますが、従来の小委員会、ワーキンググループを整理いたしまして「化学物質政策小委員会」という形になっております。あわせまして化学物質審議会も部会の見直しを行っているところでございます。

それから資料1-2は、本化学物質政策小委員会の「概要」でございますが、化学物質管理政策のあり方に関する重要事項等についてご審議をいただくということで、7月1日設置となっております。

おめくりいただいて裏でございますが、産構審製造産業分科会のもとに小委員会、なお、これに先立ちましてフロン関係のワーキンググループを既に設置させていただいているところでございます。

以上が資料1でございます。

引き続きまして資料2をご説明いたします。

本日の議題でございます「化学物質管理政策を取り巻く最近の状況について」ということで、ご紹介をさせていただきます。

まず1ページでございますが、私ども経産省関係で化学物質管理関係の法令を5本担当しております。化審法、化管法、化兵法、それからフロン、オゾン層関係の法律2本でございます。順にご説明させていただきます。

まず化審法でございます。10月で満40周年ということでございますが、前回改正を受けまして、平成23年4月から既存化学物質の評価ということで、このような体系図になってございます。なお化審法の詳細につきましては、また第2部で詳しくご説明させていただきます。

3ページ、化審法に関連しますトピックスを第1部でご紹介させていただきます。まず「第1種特定化学物質の追加」ということでございまして、「エンドスルファン」という農薬の物質、それから「HBCD」という2つの物質につきまして、ストックホルム条約で対象となることが決まりましたので、化学物質審議会にて「第1種特定化学物質に指定」ということでご審議をいただいております。来年の春に指定をしまして、製造・輸入等を禁止し、製品等の制限についても来年の夏を予定しているところでございます。

それから4ページは、「規制改革」の話でございます。本年6月、ご案内のとおり「規制改革実施計画」がまとめられまして、色々な法律の規制についてご指摘があったわけでございますが、本化審法につきましても、業界等からのご要望を受けまして3点ご指摘をい

ただいております。

「少量新規化学物質確認制度、全国1トンという制度について検討いただけないか」、あるいは「少量新規の受付頻度をもう少し増加させてもらえないか」、あるいは「化学物質審査制度のあり方について検討いただけないか」というご指摘をいただいております、本年度内に検討し、結論を得る予定としているところでございます。

次に5ページです。このような流れも踏まえまして、「化審法の審査制度の合理化」に努めてまいっております。

「手順のスピードアップ」、やはり確認までの時間がかかるということで手順を合理化をいたしまして、短くできるところは短くするというようなことをやっております。

それから「取り扱い」に関しまして、例えば混合物の取り扱いの見直しをして合理化をしております。

それから3つ目でございますが、「QSAR」と申しまして、コンピューターを使って化学物質の特性を判断するというのを化審法で初めて導入するというところでございます。特に生物蓄積性の類推というところについて、相関関係がかなり明らかになってきておりますので、これを活用していきたいということで、こういう仕組みを導入しているところでございます。

それから6ページでございます。化学物質関連の法律は各省庁に色々またがっておりますので、「各省の連携を図るべし」というご指摘をいただいております。特に厚生労働省の労働安全衛生法関係の連携を進めておりまして、ここに一例ご紹介でございますが、「データベースの一元化」ということで、安衛法と化審法のデータベースをNITEで一緒に管理をしていこうということ始めてございます。

それから「化学物質名称の作成」につきましても、安衛法と化審法でルールの共通化をさせていただいております。

駆け足で恐縮でございますが、7ページでEUとの関係です。EUのREACHの規則についても段階的施行が進んでいるわけでございますが、日EUの経済連携との関係もございまして、化審法の問題点、あるいはREACHの問題点等を担当者同士で率直に意見交換をしようということで、「化学品ワーキンググループ」を本年7月に立ち上げて、意見交換の場を設けたところでございます。

以上が化審法関係でございます。

8ページが化管法関係でございます。PRTRの制度でございますが、10年強が経ちまし

で定着をしてきているところでございます。これもまた、第2部で化管法の執行状況を詳しくご説明いたしますけれども、排出量等は着実に減少傾向でございますし、排出の取り組みについて、こういうことがやられているということをNITEのホームページでご紹介をしているところでございます。

続きまして9ページで「化学兵器禁止法」でございます。「化学兵器禁止条約」に基づく国内担保法「化学兵器禁止法」の執行を私どもで受け持っております。ご承知のとおり国際機関（OPCW）が今年の「ノーベル平和賞」の受賞となりましたが、OPCWの査察に協力をいたしまして検査受け入れをしている、あるいは途上国への協力ということも貢献をしている状況でございます。日本国内は約450の事業所がございまして、これが対象ということでございます。

10ページ、11ページはフロン、オゾン関係でございます。

まず10ページは、「オゾン層保護法」でございます。これはモントリオール議定書に基づく国内担保法「オゾン層保護法」でございまして、特定フロンのCFC、HCFCの段階的削減ということが国際的に決まっております、これに基づいて国内の規制を行っているということでございます。これは順調に減ってきているということでございます。

11ページが「フロン回収・破壊法」でございまして、これは平成13年にできた法律でございます。フロンの回収量自体は増えているわけでございますが、本来の廃棄時の回収というところは、回収率が約3割程度にとどまっております、問題点が指摘されております。後ほどご説明いたしますが、フロン法の改正を今国会でお認めいただいたところでございます。

それから資料2-2でございますが、「サプライチェーン管理」についてご紹介申し上げます。

おめくりいただきまして、化学物質管理についての国際的な要請が高まっております、電機・電子製品、あるいは自動車等について有害な化学物質が含まれていないかということをチェックする責任が製品メーカーにかかっているわけでございますが、サプライチェーンは非常にグローバル化してまいりますし、製品を出すライフサイクルも短くなってきております。それから規制対象の物質もどんどん広がってくるということでございまして、サプライチェーンをいかに効率的に管理し、情報を流していくかということが重要な課題になってきているところでございます。

2ページでございますが、現状といたしまして、この10年ぐらいはこういう標準化の

取り組みが進めてられてきたわけでありますが、なかなか標準化が進んでいないということでございます。電機・電子関係でも JAMP と JGPSSI-JIG というようなグループで2つのルールがございますし、各社独自様式で進められているというのが現状でございます。

おめくりいただいて3ページでございますが、「情報伝達マネジメントの現状」ということでございます。非常にテクニカルで化学物質の専門的知識が要求されるということでございます。特に川下の企業のご担当の中では、やはり安全に安全を重ねた情報ということで、ややオーバースペックで要求をされる、これも調べてほしい、あれも調べてほしいということになりがちでございますし、やはり交通整理が必要なのではないかとということでございます。

4ページでございますが、こういう状況を受けまして、サプライチェーン管理のあり方について研究会を設置いたしまして、今年の5月に第1回、安井委員長にこの検討会の座長もお務めいただきましてスタートしたところでございます。ワーキングを2回ほど開かせていただいております、年末にもう一度研究会、さらに年度末に最終取りまとめを行う予定でございます。

最後5ページでございますが、「製品含有化学物質規制」というのが世界的に広がっておりますし、サプライチェーン全体をいかに効率的に管理するかということが必要になってまいっております。この関係から、やはり国際標準ということへ、なるべく共通化をして効率的できちんと管理ができるということを目指していきたいと思っておりますし、製品メーカーが多い日本が中心的イニシアチブをとって、国際的な枠組みを進められたらと考えているところでございます。

続きまして2-3でございます。「アジア協力について」ということでございます。

おめくりいただきまして1ページ、2ページでございますが、EU が先鞭をつけた化学物質規制の見直しですが、これは2002年のヨハネスブルグ・サミットで、WSSDで「2020年目標」というのができておりますので、この関係もございまして、中国、韓国、ASEAN地域等々アジア各国でも規制の動きが広がりつつあるところでございます。

2ページ、絵でまとめてございますが、各国とも今整備中ということでございまして、やはりグローバルなサプライチェーンでビジネスが動いておりますので、ハーモナイズされた、共通的な、効率的な制度が各国でできるということが非常に重要であろうかと思っています。

3ページは、特に ASEAN 地域について、「効率的な化学物質管理制度の構築」という

観点から、日本としても協力していきたいということでございまして、データベースの構築等について協力を進めるというお話をさせていただいているところでございます。

4 ページでございしますが、マルチの働きかけとともに、2 国間、特に熱心に進めておられますベトナムとタイについて、昨年、2 国間協力協定（MOC）を結ばせていただきました。これに基づきまして、昨年末に政策対話を実施し、今年もまた実施をする予定でございしますが、政策対話、制度構築支援、人材育成、データベースの作成支援等を行っているところでございます。

以上がアジア関連でございします。

続きまして「水銀に関する水俣条約について」、資料 2－4 でございします。

ご案内のとおり、この 10 月に熊本・水俣で外交会議が行われまして、「水俣条約」が採択されたということでございします。

まず、前提条件でございしますが、1 ページ、「世界の水銀需要」ということで、やはり小規模金採掘で、まだまだ水銀が多く使われているということでございします。

右側にまいりまして、排出量をみた場合に、金採掘に加えまして化石燃料、特に石炭ボイラーとか石炭発電におきまして水銀が排出しているという状況でございします。

2 ページは、「水銀排出の上位国」という国連の資料でございしますが、やはり中国、インド等が排出の上位国になっているということでございします。

3 ページで「水俣条約」でございしますが、ご案内のとおり 10 月 9 日に水俣でオープニングセレモニーがございまして、10 日、11 日で外交会議ということで、多数の出席、参加国をいただきまして決定をしたということでございします。

この条約の中身でございしますが、4 ページ以降に簡単にご紹介をさせていただきます。中身としまして大きく 4 点ございします。

1 つは、「供給と貿易」ということでございまして、水銀の一次鉱山についての禁止、それから輸出については条約上で認められた用途のみで、輸入国の事前同意が必要という形になってございします。

2 つ目は、「水銀添加製品」ということでございまして、電池、蛍光灯、水銀灯等々、水銀添加製品に対する規制が含まれてございします。

詳細は 5 ページでございしますが、それぞれについて開始年度と、ある程度の許容量も認められておりますが、この許容量を超える水銀添加は禁止ということでございします。

それから 6 ページは、3 番目「製造プロセスにおける水銀の使用制限」ということで、

苛性ソーダ、塩ビ等の製造工程で水銀を使用するところ、途上国でまだ行われておりますが、これについても禁止、制限されるということでございます。

7ページにまいります。4点目「大気への排出の制限」ということございまして、特に石炭火力、石炭ボイラー等につきまして排出削減が重要だということございまして、BAT/BEP (Best Available Technology /Best Environmental Practice) による排出削減が決まっております。BAT/BEP のガイダンスにつきましては、今後専門家グループで検討されることになってございます。

以上が水銀に関する「水俣条約」の関連でございます。

資料2-5にまいりまして、「ナノ物質に関する状況」でございます。

昨年9月の「化学物質審議会」でもご紹介させていただきましたが、「ナノ物質の管理に関する検討会」ということを、平成23年からスタートしておりまして、2つのワーキンググループで「リスク評価のワーキンググループ」と「計測技術ワーキンググループ」を開催させていただきまして、今年の3月に、それぞれ両ワーキンググループで取りまとめをいただき、今年の6月に親委員会の検討会にご報告をいただいたところでございます。

2ページが検討会の名簿でございます。

3ページが、両ワーキンググループのご報告ございまして、リスク評価のワーキンググループについては、4つのケーススタディということで、限定された条件ではございますが、リスクについての分析をいただいたということでございます。

それから計測技術については、ナノ物質の計測方法というのは、標準化はまだされていないということございますので、計測技術について整理をいただきました。

4ページです。これを受けまして、6月の検討会でご審議をいただきまして、今後もナノ物質の開発・普及状況、暴露状況の把握に努め、注視をしてみたいということでございます。

それから資料2-6でございます。最後になりますが、「フロン法改正について」でございます。

今年の通常国会におきまして、フロン法の改正がなされました。全会一致でお認めいただきまして、6月11日に公布されてございます。

左側が従来のフロン法ございまして、業務用冷凍・空調機器の廃棄時の回収・破壊を義務づけた法律でございますが、先ほども申し上げましたとおり廃棄時の回収が3割程度にとどまっているということで、なかなか回収率が上がらない。あるいはスーパー、コン

コンビニ等でショーケース等に使われているわけですが、使用時に漏えいをするというケースがみつかってきております。

さらには、特定フロンから代替フロンへの代替ということで、HFCが増えつつありまして、今後も排出量が増えるという見通しでございます。

こういう観点から、従来の法体系のままでは不十分ではないかということでございまして、右側のオレンジ色が広がった形でございまして、フロン類のライフサイクル全般にわたる規制に広げてはどうかということでございまして、フロンを造るところから最後の回収・破壊・再利用まで全般的にみていこうということでございまして、大きく4点ございます。

オレンジの箱の中で、1番目は(1)でフロンメーカー、輸入業者に対して、計画的な削減をお願いする判断基準をつくるということでございます。

2番目が(2)で、製品メーカー、輸入事業者に対しまして、製品の冷媒転換をお願いするというところでございます。エアコン、ショーケース、断熱材等々ございまして、省エネ法のトップランナー方式をこちらにも導入をいたしまして、冷媒転換を進めていこうというのが2つ目のポイントでございます。

3番目でございまして、(3)で流通段階、ユーザーでありますスーパー、コンビニ等々におかれて適正な管理をしていただくということで、一定の要件について定期点検、あるいは使用時に漏えいをしているという漏えい量のご報告をいただくという制度を導入したところでございます。

さらには4番目で(4)と(5)でございまして、業規制ということで、充填行為、あるいは再生業者の規制を導入して、ライフサイクル全般でみていこうという形で幅広い法律改正を行い、法律の名称から改めたということでございます。

これを受けまして2ページで、施行自体は再来年の4月に全面施行の予定でございまして、それぞれの判断基準、詳細設計を今行っているところでございます。共同提案をいたしました環境省とともに産構審・中環審でご審議をいただいているところでございまして、委員名簿をつけさせていただいております。

3ページで、「今後のスケジュール」でございまして、6月の公布を受けまして、審議会がスタートし、一部は既に省令を公布しておりますが、来年の春から夏にかけて様々な判断基準の省令、政令等を定めていく予定にしております。

駆け足でございましてけれども、以上でございます。

○安井委員長　　ありがとうございました。

極めて要領よくご説明いただきまして、時間が5分ぐらい前倒しになっております。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。各委員からご意見等ございましたら、お手元のネームカードを立てていただきますとありがたいと思っております。もしあまりご意見等がなければ、せっかくの第1回目でございますので、順次委員にご意見を賜りたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

ご意見がございましたらご遠慮なく。それでは東嶋委員どうぞ。

○東嶋委員　　ご説明ありがとうございました。1点質問させていただきたいのですが、「水銀に関する水俣条約の概要④」、資料2-4の7ページです。大気への排出について、石炭火力発電所などが発生源になっているということで、今後中国、インドなどでもさらに石炭火力が増えていくと思われませんが、こういった大気汚染につきまして、例えば越境汚染の可能性ですとか、日本への影響などについても教えていただきたいと思っております。

○田村企画官　　ご質問ありがとうございました。化学物質管理課で国際関係を担当しております田村と申します。よろしく願いいたします。

大気に排出された水銀の越境移動に関しては、確かにUNEP（国連環境計画）の報告書の中でも指摘されておりますし、最近では、水銀条約の外交会議にあわせたマスコミの報道でも取り上げられております。水銀は、やはりどうしても越境移動してしまうことから、まさにそのために国際的な法的枠組みが必要であるということで、この水銀条約の議論がUNEPの中で始まったわけでございます。

そういう意味では、どこかの国で大気中に排出されてしまった水銀が越境移動して他の国に影響を与えることをできるだけ抑制する、そういった一カ国で対応できない大気への水銀の排出を削減するという観点で、この条約ができたということです。そのため、この条約の成果として、このような水銀の越境移動が減っていくことが期待されると考えております。

以上です。

○安井委員長　　よろしゅうございましょうか。

○東嶋委員　　はい。

○安井委員長　　それでは、高橋委員どうぞ。

○高橋委員　　先ほど局長からお話のあった「化学の日」でございますが、少し宣伝をさ

せていただきたいと思います。化学の基本となるアボガドロ定数の重要な数字で、化学の基本の 1 mol は 6.02×10^{23} と定義されています。この数字をとって 10 月 23 日を「化学の日」とし、アメリカでは既に定着しております。

私どもは化学産業の立場ですが、アカデミアも含めまして化学全体で化学の明るい部分、新規製品の開発や今回の議論のような化学物質の管理と両方合わせて、もっと広く我々自身で活動していく目的で、10 月 23 日を「化学の日」としました。

これは今年決めたものですが、実施は来年からでございます。これから色々イベントなどのご案内を差し上げるとお思いますので、皆さんもぜひご参加いただきたいとお思います。

さて本題ですが、三木課長からのご説明は、非常に広範に要領よくまとめていただいたとお思います。特に新規化学物質の審査制度でございますが、これは、私ども産業界から色々お願いしていることをかなり取り入れていただいて、現実的な方向に動き始めており、大変心強く思っております。ただ、3 省間の調整ということがやはりございまして、これはなかなかの難題だと思っております。ぜひこれから強力に進めていただきたいというふうに期待をしております。

特に、その中で産業からみたときに、少量新規化学物質については、産業界全体がそうですが、特に中小企業の方の負担が極めて大きいという事実がございますので、そこはぜひ制度の見直しを強力にさせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、先ほどもお話に出ていましたが、国際的な観点では、世の中はどんどん動いていますので、新しいシステムなり新しいやり方なりを取り入れて、より合理的に国際的スタンダードで実施する方向に動いていますので、そちらもぜひ強力に進めていただきたいとお思います。

○安井委員長　ありがとうございます。特に回答はよろしいですね。

それでは、有田委員からお願いします。

○有田委員　先ほどの質問と同じく、水銀条約のことに関してですが、禁止された後、その水銀を管理する技術の状況、日本の状況ですが、どういうふうになっているのか聞きたいということと、それから水銀条約の中で、既に汚染されたところをどのようにするか、要するに原状回復するような形で議論をされているのかということをまずお伺いしたいと思います。

○田村企画官　お答えいたします。

最初のご質問にありました水銀の管理の状況、技術的な状況につきましては、国連環境

計画（UNEP）の中でも、これから議論、検討していくことになっておりますが、大きく2つの方法がございます。1つは液体金属である水銀をそのまま、例えば鉄瓶等に入れて保管する方法です。こちらの方法の利点は、水銀は非常に比重が大きいものですから、大量の水銀を非常にコンパクトに管理できるということでございます。

もう一つは、水銀を硫化水銀という化合物にして、それを例えばポリマー等で固めて管理するという方法です。これがもう一つの技術的な方法でございますが、こちらの方法ではポリマーという形で安定化できますが、そのかわり体積がほぼ10倍になってしまうというような状況でございます。

これら2つの方法について、そのメリットとデメリット、かつ技術的にどうするのがそれぞれの方法について良いのかというようなことについて、これから条約の発効に向けてUNEPの中で議論されていきますし、日本としても考えていかなければいけないと考えております。

次に、汚染された土地の回復についてです。条約で規定されておりますのは、まず各国は水銀に汚染された土地がその国の中にあるようであれば、それを特定するということ。それから汚染された土地を回復するにあたっては、環境上問題の無い方法で行わなければならないということ。この資料にはございませんが、これら2つが条約上規定されておまして、それについてもこれから国連環境計画（UNEP）の中で、どういう方法でやっていくのかとかいうことも含めて議論されていくことになっております。

以上です。

○有田委員　アメリカの管理の方法とドイツかどこかの管理方法で、液体のままがアメリカだというふうに聞いたような気がするのですが、そこを教えていただけたらと思います。

○田村企画官　おっしゃるとおりでございます。これもまだ確定しているわけではなくて、条約交渉の際に開催されたいろいろなセミナーの中で、例えばアメリカやドイツなどヨーロッパの人たちが発表していた内容ですので、彼らの中ではまだ確定したということではないと思いますが、アメリカの場合ですと、水銀を液体のまま鉄瓶に詰めて管理するとのことでした。アメリカの国土には広大な砂漠がございますので、その砂漠の中に管理棟を建てて液体の形で保存していくことを、アメリカでは有望な管理方法として考えているという発表がございました。ヨーロッパでは、実は昔、岩塩を採っていた鉱山がありまして、地震も無いですし、非常に安定しているということでございますので、液体のまま

なのか、あるいは硫化水銀という形にして保存するのかは分かりませんが、この岩塩鉱山の中に水銀を入れて長期的に保管していくことを考えているとの発表がございました。

以上です。

○安井委員長　　ありがとうございました。

水銀に関しましては、多分、元の鉱石の格好にするという方法が硫化水銀だと思います。ただ、水銀は実際の自然での存在量は莫大で、バックグラウンドは非常に高いんですよね。そのあたりは、国立水俣病総合研究センターのホームページにとっても良い絵がありますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

それでは、辰巳委員どうぞ。

○辰巳委員　　ありがとうございます。

私も水銀の管理のことは、例えば蛍光灯などから回収したものを分離していらっしゃる方たちが、今後どういうふうになさるのかなというのは気なっておりましたが、今のお話を聞いて、まだこれからということでした。

もう一つ、サプライチェーンの資料2-2のお話です。資料2-2の3ページあたりで、きちんと情報伝達のマネジメントをしていきたいと思いますということで、これはすごく重要なことだと思います。今後、製品の中に危ない化学物質等が、知らない間に入っているということが無くなっていくだろうと思いますが、今は製品になったところまでです。製品が使われた後の廃棄の話というのが、その管理の中にどこまで入るのかというのがまだ良く分かっておりませんので、例えば家電品なども中古品として出ていった場合の話とか、色々と海外で化学物質が環境を汚すというようなことも話題になったりしますもので、そこら辺がサプライチェーンマネジメントという範囲に入るのか入らないのか、私は入って欲しいと思っていますが、どのように考えていくのかというのが一つです。

あと、同じように製品としてですが、経済産業省なのか分からないですが、例えば繊維製品や皮革品のなめしの工程とかというのは、みんな海外で行われていて、染色もそうですよね。そういうものの結果として良いものだけが日本に入ってくるということではなくて、そういうこともこの中で管理されるのかどうかということを知りたいと思います。

それから、これは質問ですが、資料2-1の8ページのグラフ、PRTRで非常に成果が出てきていて、化学物質の届出量も減ってきているとかという話のところ、このグラフで、平成22年以降が増えているところの説明をもう少し明確にさせていただけると良いなと思います。

以上です。

○三木課長　　まず、サプライチェーンのお話でございますが、説明を短くやり過ぎてしまいましたので、もう少し詳しくご説明させていただきたいと思っております。

ご指摘のとおり、まず非常に幅広くございまして、廃棄物まで見えるかということでございますが、例えばプラスチック等は再利用するようなケースも増えてきておりますので、やはり当然そこまで視野に入れてサプライチェーンを見ていく必要があるかと思っております。あるいは化学物質管理のみならずコンフリクトミネラルとか、そういう話題もございまして、まずはサプライチェーンを管理する情報伝達の効率的なスキームを作りあげたいということでございます。

これもまたご指摘のとおりでございますが、電機・電子、あるいは自動車のみならず様々な分野に製品も広がりますし、部品メーカー、あるいは塗料等色々なサプライチェーン自体の広がりもございまして、日本だけではなく、当然アジア等々もございまして、グローバルに幅広くできればというのが理想型だと思っております。

ただ、足元は、国内の電機・電子関連だけでも、共通化するのはなかなか難しいというのが現状でございますので、まず目指すべき方向性というところでは各社それほど変わりはないと思っておりますので、共通化できるところをどんどん増やしていった効率化、もちろんこの研究会も自動車関係の方にも入っていただいておりますし、当省でも見ております他の業界のところにも情報を少し提供しながら、幅広く巻き込んだようなスキームができればということで、ご議論をいただいております。まさに議論をいただいている途中でございますので、ご意見を頂戴して、こちらの研究会にも反映させていただきたいと思っております。

それから、もう一つ PRTR について、これも説明を端折りまして申しわけございません。資料 2-1 の 8 ページでございます。

過去 11 年、平成 13 年からの推移ということでございまして、届出排出量・移動量の推移は平成 22 年、23 年、足元のところ、増えている形になってございますが、物質の見直しをいたしまして、新たに物質の数が増えているという関係もございまして、足元が増えているということでございます。

これは、また 2 部の化学物質審議会でも少し詳しく資料をご用意させていただいております。先走って見ていただきますと、化学物質審議会の資料の最後の方にございまして、5 ページに継続物質と新規物質を分けたグラフを載せてございます。また後ほどご説明さ

せていただきます。

○安井委員長　それでは、詳しい説明は後でということで、崎田委員お願いします。

○崎田委員　先に自主的に手を挙げた方が、と思って挙げさせていただきました。私は2つ質問というかコメントがあります。

1つは、今の化学物質のサプライチェーンの次のアジアの展開という資料、資料2-3「化学物質管理に係るアジア協力について」ということですが、アジアの急激な発展の中で、その工業製品、化学製品の中での仕組みづくりに関して日本もきちんと連携をとっていくというのは大変重要なことだと思いますので、この内容に関しては、しっかりと進めたいということです。

質問は、その中の2ページ「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（ハーモナイズドシステム）」に関してですが、このハーモナイズドシステムに関して、日本の国内において、産業界とか流通とか、そういう段階ではかなり表示が進んでいるというふうに認識しているのですが、消費段階の方には、まだあまりついていないという、そういう状況だと思います。今後広がっていく、世界に広がっていくことを考えれば、消費段階のところにも、そういう世界統一の表示がつくというのは、安全管理にとっても大変重要だと思っておりますので、その辺に関して様子を教えていただければと思います。

2つ目は、「水俣条約」のところですが、先ほど来、化学的なご質問が続きましたが、私はシステム的なお話の質問です。「水俣条約」という名前を提案させていただいたりして、日本がしっかりと関わっていくという表明だと思うので、日本政府として、今後この水銀条約に関してどういう体制とか、取り組んでいくように考えておられるのか、その辺を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○三木課長　まず、アジアでございますが、ご指摘をありがとうございます。

2ページは、少しざっくりとした資料になってございまして、登録規制あるいは表示規制、RoHS等の含有物質規制等について赤、緑、青でご紹介をさせていただいています。特に日本の表示についてはGHS等ということでございまして、恐らくGHS表示とか、そういうところは、もう少し消費者向けにも、というのが崎田委員のご指摘だと思います。

また、これも第2部でGHSの話させていただきますが、ご指摘のとおり業務用部門を中心にGHSの採用が進んでいるわけですが、やはり消費部門について、消費者向けに同じ表示規制で良いのかというところは色々ご意見を頂戴し、また世界各国の状

況を見ながら、あるいは消費材を造っておられる製品メーカーの方々とも意見交換をさせていただきながら、消費者のコミュニケーションをどのようにとっていけば良いのかというのが、私どもとしましては課題だと思っております。製品のラベル等のスペースが限られている中で、どういうふうにメッセージを伝えていくのか、注意書き、それから表示というのが非常に重要だと思っておりますし、この表示自体どのようにアピールするか、どういうメッセージを伝えていくのかというのが重要だろうと思っておりますので、国際的な GHS の表示がどのように国際的にも使われていくかというところを見ながら検討してまいりたいと思っております。

それから、ご参考でございますが、参考資料を配らせていただきまして、「国際的な化学物質管理の状況」ということで、別紙でヨーロッパ、アメリカ、中国、韓国等の規制の状況も配らせていただいております。

「水俣条約」についてのご指摘については田村企画官にお願いします。

○田村企画官　ご質問ありがとうございます。

「水俣条約」と水俣の名前を冠したということで、日本がこれからどういう取り組みをしていくかということですが、日本は水俣病の経験がありますので、水銀の削減に関しては世界の中でも非常に先進的でございます。製品においては極力減らす、あるいはプロセスにおいては、もう使っていないというような状況になっております。それゆえ世界の各国から、日本は非常に期待されておまして、その技術なりシステムなりをぜひ教えて欲しいと言われております。既に報道されておりますが、先ほどの外交会議の開会記念式典において安倍総理が、これから 20 億ドルの支援を行うことを発表しました。支援の具体的な内容としては、大気汚染、水質汚濁、それから廃棄物処理、こういった分野に加えて特に水銀にフォーカスを当てた人材育成というような内容において、これから世界の環境汚染対策のために、20 億ドルの支援をしていくということを表明いたしました。また、石原環境大臣が外交会議の議長を務めました。そちらでも、特に発展途上国が条約を批准していくために国内で色々な整備をしていくことに対して 100 万ドルの支援をするということを表明しております。

このように、日本の水銀に対するこれまでの取り組みを活用していただくということも含めて、資金的、技術的な支援を、日本はこれから世界各国に対して積極的に行っていくということになってございます。

○安井委員長　有田委員どうぞ。

○有田委員　中国は発展途上国ではないですよ。先ほど大気のことがあったと思いますが、大気汚染の状況でいえば、中国の火力発電所から水銀がかなり出ていて、日本の火力発電所はかなり改善がされているということで、そういう意味で、ここで話し合うことではないと思いますが、お金の有効な使い方、本当に子どもたちが汚染状況の中にいる、中国の子どももそうでしょうけれども、発展途上国に有効に使われていくということが、やはり重要なのではないかなと思います。

それから関連して、そういう水銀とは別に色々な新規の化学物質の、資料2-1のところで言えば、規制改革の実施計画が出されて、またここで、それを受けて議論していくので、その方向で行かないと仕方がないと思うのですが、少量の低生産量新規化学物質の扱いとか、それはスピード感を上げてということであれば、安全性などが消費者としては多少気になるところです。それをどういうふうに安全性の担保をしていくのかということにつきまして質問いたします。

○恒藤室長　ありがとうございます。化審法を担当しております恒藤でございます。

今の後半のご指摘のところ、規制改革会議で指摘された、あるいは提言された事項をどうしていくのかということですが、この規制改革会議の決定された文章にも、「安全性を確保しながら」ということははっきり明記してございます。もともとの化審法の目的が、環境汚染を防止するということでございますので、それをしっかり確保しながら、いかに合理的な仕組みを、規制改革会議の提言を踏まえて作っていくのかというのが我々のチャレンジといいますか、知恵を出していくところだと思っておりますので、産業界からも、あるいは皆様からもご意見をお聞きしながらしっかりと環境汚染の防止を図りながら、産業活動の円滑な実施にも合理的な仕組みをこれから考えていきたいと考えてございます。

○有田委員　新規はともかくとしても、例えば PCB などの発生で、海外では規制をしているけれども、日本では規制をしていないものがありますよね。そういうことは規制改革とは違いますが、どのように考えておられるのでしょうか。

○恒藤室長　海外では規制をしているけれども、日本では規制をしていないというのはどういうものがあるのか、多分色々なケースがあると思います。また、色々な観点から化学物質というのは規制が導入されておりますので、それぞれの事情があって対応がなされているところもあるかと思いますが、そういう意味では、昔からマーケットに出ている化学物質につきましては、平成 23 年から新しい化審法の改正されたところでリスク評価をして、必要があれば対応をとっていくという仕組みが導入されておりますので、新規化学

物質に限らず、昔から製造・輸入されているものにつきましても、その仕組みによりまして、これから順次リスク評価をして、問題があればしっかりと対応していきたいと考えてございます。

○三木課長 繰り返しになりますが、少し補足させていただきます。恒藤から申し上げたとおり、やはり安全性の確保というのはもちろん最優先だと思っております、その中で合理化をしていきたいということでございます。

国際的には、ご案内のとおりストックホルム条約ということで国際的な場がございまして、こういうところでどういう物質が対象なのかというのは専門家の議論がされておりますし、今回もご説明をいたしました「エンドスルファン」、「HBCD」というのが国際的に規制する物質に決まりましたので、日本はいち早くだと思っておりますが、こういう審議会でご審議いただいて、来春から実施するというのは、各国の中でもかなり早いスタートだと思っておりますし、きちんと規制すべきところは規制をして、あと手続面でありますとか、合理化できるところ、スピードアップできるようなところは合理化をして、産業界とご協力をさせていただく分はさせていただいて、しっかりと進めていきたいと思っております。

○安井委員長 林委員をお願いします。

○林 委員 これは、第2部の方でもお話ししようかと思っていたのですが、ここで「化学物質」と呼ばれるものは、一体どこまでの範囲を指すのかというのが1つです。

それから先ほど田村企画官がおっしゃったんですが、人材育成、それから安全性、そういうものを考えた場合に今、安全性を評価する人材というのは、明らかに不足しています。だから今、私ごとで恐縮ですが、私も安全性の評価は、この化審法絡みの工業化学物質もやっていますし、あと食品安全委員会で農薬も面倒みえていますし、あと医薬品にも絡んでいて、今、一人で色々な分野をカバーせざるを得ないような状況です。それで、化学物質の数もだんだん増えてきますし、そういう色々な分野で法律体系も違うので、それを一緒にまとめてということは無理であることは分かっているんですが、その何か共通項のようところで、お互いにクロスできるような部分があれば、それは人材育成の面からうまく動くのではないかなと、少し考えているところでございます。

○三木課長 非常に難しいご指摘でございます。化学物質がどこまでかというのは、役人の議論もございまして、やはり大所高所からみると、健康、環境に影響する物質が様々、重金属も含めてございまして、色々と広がっているというのは先生ご指摘のとおりであります。経産省だけではなくて関係する厚労省、環境省あるいは国交省、農水省もござい

すし、色々な役所がございますので、一つには、やはり各省の縦割りではなく連携を深めて、この法執行の面で様々な法律が絡んでまいりますので、コミュニケーションを十分とって連携をしてみたいと思っておりますし、ぜひ体系的に進められるようにしていきたいと思っております。

ご指摘のとおり、やはり人材をどのように育てていくのかというのは非常に重要なご指摘だと思いますし、私どもとしてもなるべくそういうアカデミア、あるいは産業界と連携をしながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○安井委員長　ご指摘ありがとうございます。私も人材育成は大変だなと思っているのですが、本当に大学で今、こういうことができるコースは一体どこにあるのかというと、横国とあとどこだろうというぐらいしか無いですね。本当に困っております。

それでは、辰巳委員は2回目なので後回しにして、田村委員どうぞ。

○田村化学物質審議会委員　数字的な質問を3点お願いしたいと思います。資料2-1の5ページ、「審査制度の合理化」の枠の下、「手続のスピードアップ」がありまして、・の2つ目、3つ目で「1ヶ月短縮」、「2週間短縮」、それが事実上、どれぐらいの期間になったのかをお教えをいただきたい。縮めた期間は分かるのですが、それで何ヶ月、何週間になったのかということをお聞きしたいというのが1つです。

もう一つは、資料2-2の2ページ、右下に化学物質の対応コストの関係がございますが、ここに平均値、そしてそのうちの分析費というのがありますが、この分析の関係の費用というのは、トレンドとしては増えているのか減っているのかということが分かれば教えていただきたいし、先進国の中で、この分析にかかる費用が、日本の負担が大きいのか少ないのか、その全体的なニュアンスを教えていただければありがたい。

最後の3点目は、参考資料の最後のページ、高効率ノンフロンの関係の赤枠がありまして、その省エネ効果、フロン類が真ん中下にありますが、2020年、2030年、右も左も急激に数字は動いておりまして、効果等が出ていますが、この辺はどんな要因で動いたのか、もしお教えいただけるならお願いしたいと思います。以上、3点です。

○三木課長　すみません、最後のところをもう一度お願いできますか。

○田村化学物質審議会委員　参考資料の最後のページに、「高効率ノンフロン型」というのがあって、赤枠が並びますが、下から2つ目の「省エネ効果」、あるいは右の「フロン類排出削減効果」、この辺、2020年、2030年飛躍的に数字が動いていますが、この辺がどういった要因だったのか、教えていただければということです。

○恒藤室長　それでは、最初の手続のところからお答えをさせていただきます。

5ページの、「手続のスピードアップ」で低生産が約1ヶ月短縮というのと、通常新規が約2週間短縮という記載のところでございます。これは、正式な届出書類を出していただいてから、低生産につきましては、これまで約2ヶ月半程度かかっていたところを1ヶ月半に短縮したというのが実態でございます。それから通常新規につきましては、1ヶ月半程度かかっていたのが1ヶ月に短縮したというのが実態でございます。

以上でございます。

○三木課長　それでは2つ目のご指摘でございますが、サプライチェーン管理のところ、この費用負担が増えているのかどうかというところで、統計的な数字がはっきりとあるわけではございませんが、私どもでお話を伺っている感じとしましては、やはり対象となる化学物質の数が、管理する物質が増えておりますし、こういう化学物質管理を導入する企業の方も増えておりますので、総論的にみれば増えているのではないかなと思っております。

それから、これも国際的比較というのはなかなか難しいので、はっきりとしたデータがあるわけではないのですが、やはり3ページにございますとおり、日本はやるとなるとまじめに、と言って良いかどうか分かりませんが、かなりしっかりとやられておりますので、法定で求められているよりもやや幅広く、これも調べて、あれも調べてというケースもございますし、3ページのところで少しご紹介をしておりますが、例えば定性的な分析で良いのに定量的なところもデータが欲しいということでもありますとか、あるいは対象外の部分の治具とか設備も調べて欲しいというようなご要求もございますから、やはりどうしても割高にはなっているだろうと思っております。

それから、最後のフロンについて、これは技術開発の資料でございまして、参考資料2の最後でございますが、これはこういう技術開発がうまくいくと、こういう省エネ効果が得られるであろうとか、あるいは排出削減効果が得られるであろうという見通しの資料でございまして、こういうノンフロン化が進めばという前提の資料だと思っております。

以上です。

○安井委員長　ありがとうございました。

それでは、四元委員お願いいたします。

○四元委員　私は、アジア協力のところに興味があるのですが、資料によりますと、韓国も中国もどこも、みんな欧州にならって RoHS、REACH というのをやっている。今で

は RoHS、REACH が何か憲法のような感じになっているのですが、本当に科学的根拠に基づいた規制なのかどうかというのは疑問なところもございまして、そこでアジアで日本が協力して、色々なアジアの科学的な根拠に基づく合理的な規制というのを助けるというのは、すごく大事だと思いますが、その辺のところは、どのように戦略的に進めていかれるのかというのを簡単にお聞かせいただければ参考になります。

○三木課長　ありがとうございます。非常に難しいご質問でございますが、世界的な流れとしまして、今の参考資料の1ページで「国際的な流れ」ということで、2002年のヨハネスブルグ・サミットで「2020年目標」というのができたわけございまして、すべての化学物質についての著しい悪影響を最小化するという「2020年目標」ができておりますので、これに向けて各国、アジア各国も制度を進めているというところでございます。

REACH 型なのか化審法型なのかという議論もございまして、既存化学物質も含めてリスク評価をするということで、事業者主体にやるのか、あるいは政府機関が中心にやるのかという方法論はあろうかと思いますが、まずは化学物質の、例えば分類でありますとか、あるいは GHS の扱い方でありますとか、そういう基礎的な部分、やはり越境移動を化学物質もするわけですし、貿易もされるわけなので、そういう基礎的な部分、その分類であるとかカテゴライゼーションというようなところは、ある程度共通化すると。あるいはデータベースというところで各国の情報をシェアするという基礎的なところは、色々な方式がある中でも共通でできるだろうと思いますし、むしろ各国で共通化してインフラを整備していくことがまず重要ではないかと思っております。

○安井委員長　お待たせしました。辰巳委員どうぞ。

○辰巳委員　ありがとうございます。

一つ水銀のお話ですが、先ほど日本の取り組みが一番進んでいるというお話が、チラッと田村企画官からあったんですが、私の経験では、多分 1992～1993 年ごろですが、スウェーデン等では当然のようにお薬屋さんの店頭で家庭からの水銀体温計を持ってくれば無料で電子式のものに交換しますといったような、消費者に対してのメッセージがすごく行き届いていたんですが、そのときに日本で「えっ、何でやってないの」と言われたぐらいなので、すべて日本がすごく進んでいたとは、私は言い切れないと思っておりますので、ぜひよろしく願います。それがコメントです。

それからもう一つ、フロン法のところですが、これから色々な流通のところの漏えいを管理するための報告等が進んでいくということに関しては非常に良いことだと思っている

のですが、難しいとは思いますが、例えば家庭のエアコンからの漏えいは、機器そのものは、日本のメーカーさんは漏えいするようなものをお造りになってはいないと思うのですが、配管等の施工で漏えいすることがとても多い。私も事実経験したことがあって、短期でエアコンの能力が落ちてしまうということで調べると、全部飛んでしまっていますというお話があって。何が言いたいかと言いますと、施工業者に対する取り締まりというか、例えば高圧ガスとかだったら施工業者にはそれなりの扱いの資格が必要ですよ、施工のための。そういう施工業者への資格制度というか、いい加減な設置ではだめだというようなことはできないのかということを質問します。それがうまくいけば、別に家庭用だけではなくて一般の事業者の人たちに対してでも同じことが言えると思うのです。ビルなどで使うのもみんな含めて一緒だと思うのですが、どういう具合なのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○大木室長　オゾン室の大木と申します。ご質問ありがとうございました。

今のご質問は、非常に私も経験することでございまして、その辺については今、関係する業界ともお話をさせてもらっているところです。

量販店で買い物をしたときには、指定されている業者を通じて設置される形ですが、引っ越しをするときとか、そういった場合には同じものを2回使う場合に、今お話のありましたような色々な内容が出てくることもあろうかと思っています。そういったものにつきましても、できるだけフロンの排出がなされないようにという形で、関係する方たちは取り組んでいるのですが、なかなか全てがうまくいかないというのはご指摘のとおりです。その辺については、今後とも議論をして、うまくやれないかということについて考えていきたいと思っております。

明確な形での回答にはなりません、今後の取り組みということでご理解いただければと思います。

○三木課長　少し補足をさせていただきます。

ご指摘のとおり、やはりメーカー、ユーザーだけではなくて設備業者というのは重要なプレイヤーだと思っております、この検討体制の中にも設備業界の方にも入っていただいてご議論をいただいております。やはり設備業界の人材育成でありますとか、そういうところも必要だろうと思っておりますし、家庭用でももちろんそういうケースはあるわけですが、特に業務用の場合は、漏えいしていてもあまり気づかないとか、スーパーとかそ

ういうところはずっと営業されていますし、フロンが減ってきて効きが悪くなってきたら、またフロン類を充填する、繰り返し充填して使っていると。本来であれば修理してやっていかなければいけないんですが、繰り返し充填というようなケースがございますので、今回、充填業の規制も入れましたし、ユーザー側にも定期点検であるとか、意識をもっていて、漏えい量の報告もしていただきますので、やはり意識をしていただいて、逆に管理者の側からこういう漏えいがあるということについて対策をとらなければいけない、設備をしっかりしなければいけないということで、両方、設備業者のレベルアップと管理業者側の意識向上とで改善が進めていければと思っているところでございます。

○安井委員長　ありがとうございます。

大体かなり手頃な時間になってまいりましたが、有田委員、何かご発言でしょうか。

○有田委員　また水銀に関連するんですが、今年度から東京都の医師会が、初めて水銀の体温計などを回収していると、東京都の医師会がお金を使ってやっているということを知りましたが、全国ではまだどこもやっていないということなので、今後、水俣条約に向けての情報とかを把握して出していただければと思っています。

○安井委員長　お医者さんの血圧計の水銀というのは、結構すごい量なので、あれはかなりまじめにやっていただきたいと私も思っております。

それでは、この前半の部を終了させていただきます。今後、事務局におきましては化学物質管理政策に関する課題を再度整理し、さらなる検討を深めていただくようお願いしたいと思います。

以上をもちまして第1部の「化学物質政策小委員会」を終了させていただきたいと思えます。

これでお帰りの方もいらっしゃると思いますので、本当に今日はありがとうございました。

○三木課長　それでは10分弱休憩いたしまして、11時20分から第2部「化学物質審議会」をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

—了—